自然関連のリスク管理と情報開示で森林認証材が必要とされる時代に

主事研究員　多田忠義

最近の地球環境問題に対する社会情勢からは、日本国内においても森林認証材の需要が喚起される可能性が高まっている。なぜ今求められているのか、その背景について説明する。

1　上場企業は近い将来、自然関連財務情報を開示することが事実上必須に

世界各国の有識者等で組織される自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）は、企業活動や金融に伴う自然資本および生物多様性に関するリスクや機会を評価・開示するための枠組みの正式初版（v1.0）を2023年９月に公表した（注１，２）。この枠組みは、数年かけて国際的な企業開示報告基準や東京証券取引所の上場基準をはじめとする企業情報の開示基準に採用される可能性が高い。

実際、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）では、17年６月に最終報告書（TCFD提言）を公表して以降、国際的な動向を踏まえて日本国内でも様々な基準がTCFD準拠に変わっていった。例えば、TCFD準拠の情報開示を盛り込んだコーポレート・ガバナンス・コード（上場企業の企業統治に関する原則・指針）が21年６月に改訂、そして、東京証券取引所の上場基準に当該改訂コードが反映され、プライム市場の上場企業は「ガバナンス・コード（一段高い水準の内容を含む）全原則の適用」が必須となったのが22年４月である。TCFD提言が公表されてからわずか４～５年で、気候関連の財務情報を開示することが事実上必須となる時代に大きく変わったのである。

TNFDはTCFDをお手本として枠組みを構築し、企業開示報告基準などのより具体的なガイドラインもTNFDに沿った改訂を検討している。ここで問題となることは、開示すべき情報の量と質の違いである。TCFDでは、開示対象が二酸化炭素等の温室効果ガス排出量だけだが、TNFDでは開示対象が多岐にわたり、局地性を伴う。例えば、飲料メーカーであれば、水、茶、麦、砂糖などの原料毎に、農場、特定の地域、流域や国単位などの影響の高い場所を明らかにして、事業活動における自然資本（例：生物種、遺伝情報、土壌）への依存度、社会課題、財務インパクト、事業リスク、その軽減策などを開示する試みが確認できる（注３）。

このため、TNFDに準拠した開示基準の策定は時間がかかることが想定される。それでも、世界で210社、うち日本に本社を置く企業63社は、24年内にTNFDに沿った開示を表明（注４）しており、事実上、自然関連財務情報を上場企業が開示しなければならない時期は、相当近い将来であると考えられる。

2　森林認証が自然関連のリスク管理や情報開示に有用との検証事例が公表

上場企業が自然関連財務情報を開示するにあたり、原材料調達が自然環境に与えるリスクや機会を定期的に調べる必要が生じる。森林資源も当然ながらこの評価対象となり、例えば、伐採木材を供給する事業者は、上場企業の求めに応じて、情報を提供する必要性が生じてくる。

しかし、自然関連のリスクや機会の情報は多岐にわたり局地性を伴うため、TNFDでは、リスクやインパクトをどのように把握するかを示す具体的かつ任意に参照可能な案内（ガイダンス）としてLEAPアプローチを提示している。このLEAPは、Locate（発見）、Evaluate（診断）、Assess（評価）、Prepare（準備）の頭文字

で、評価対象の自然リスクや機会の範囲を明確にする作業（スコーピングプロセス）を経た後、情報を収集してリスク評価し、事業戦略の策定に役立てることができる。

当然、企業は木材調達がもたらす自然環境へのリスクを評価して開示し、事業戦略を策定するために、調達先に対して様々な情報の提供を求めるであろう。このとき、森林認証で整理・蓄積された情報はLEAPアプローチのＬとＥではおおむね整合的、Ａでは一部整合するとの報告が、宮城県南三陸町のFSC認証林における検証で示されている（注５）。すなわち、FSC認証林は、非認証林に比べて少ない作業量でLEAPの観点に応えられる点で有用であり、LEAPアプローチによって自然関連のリスク管理や情報開示を進める企業にとって、原料調達先を選ぶ一つの目安になる可能性がある。

第1図　日本における森林認証面積の推移

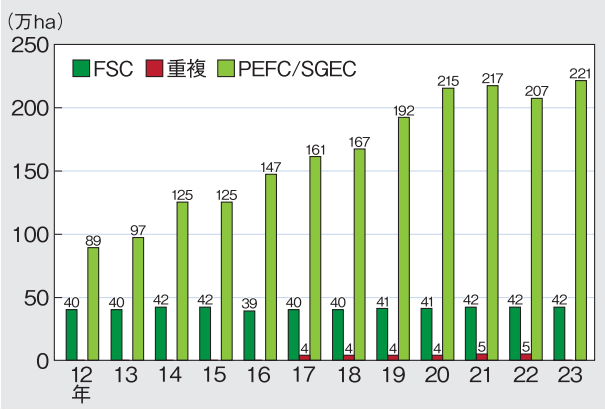

資料　FSC、PEFC、SGECのWeb公表データより作成
（注）PEFC/SEGEデータは、2020年までSGEC公表値、2021年以降はPEFC公表値。PEFC/SGECデータは各年3月末時点、FSCは各年4月1日時点の値。ただし、12年のFSCのみ、7月1日時点の値。重複して認証を受けている面積は、PEFCのWebで公表された17～22年分の値を使用。

3　森林認証材が必要とされる時代に

日本では、00年に初のFSC認証取得、16年にPEFCとSGECが相互認証開始し、国産の森林認証材が生産・流通する環境が構築され、民有林の２割弱がいずれかの認証を取得するに至っている（第１図）。この認証取得の動きは、森林認証材の重要性・必要性を認識した森林組合系統をはじめとする素材生産関係者主導によるものである。近年は東京オリンピック競技施設等に森林認証材が使用されたことから森林認証を取得する地域が増加した。その後、認証材需要が高まらなかったこと、認証の取得・継続に必要な経費を上乗せした原木価格では取引量が限られたこと、などから認証継続を断念するところもあった。

しかし、これまで述べたことを踏まえると、企業が主導して森林認証材を必要とする環境が整いつつあると言えよう。森林を管理し、素材生産する川上側は、木材を利用する川下側の企業の置かれた立場を理解し、川下側のニーズにどのように応えるか、検討する必要性が高まっている。

（ただ　ただよし）

（注１）執筆時点の最新板は1.1である。
https://tnfd.global/wp-content/uploads/2023/08/Guidance_on_the_identification_and_assessment_of_nature-related_Issues_The_TNFD_LEAP_approach_V1.1_October2023.pdf
（2024年２月20日最終確認）

（注２）当研究所では2023年12月発行『農林金融』にて、TNFDに関するレポートを公表しているので、参照されたい。

（注３）ここでは、キリンホールディングス（株）の開示情報を参照した。「TCFDフレームワーク・TNFDフレームワーク案などに基づいた統合的な環境経営情報開示」
https://www.kirinholdings.com/jp/impact/files/pdf/environmental2023_03.pdf
（2024年２月28日最終確認）

（注４）TNFD Early Adopters
https://tnfd.global/engage/inaugural-tnfd-early-adopters/（2024年２月22日最終確認）

（注５）WWFジャパン（2023）「TNFDが推奨する開示企業と自然の依存と影響～南三陸のFSC認証林におけるLEAP検証を事例に～」
https://www.wwf.or.jp/activities/data/20230830forest.pdf
（2024年２月22日最終確認）